

平成28年度第5回 小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成28年10月27日（木）
午後1時30分～午後2時50分
2 場 所：浮舟文化会館 第1研修室

・小高区地域協議会委員数：15人、当日出席委員：10人（欠席委員5人）

【出席委員名】

山澤 征 会長、
林 勝典 委員、 橘 由美子 委員、 石井 保夫 委員、
水谷 隆 委員、 田中 由里子 委員、 只野 和章 委員、
半杭 一成 委員、 石川 清治 委員、 小牛田 一男 委員

【説明職員等】

小高区役所長	安部 克己
小高区地域振興課課長	根本 剛実
同課振興係長	大井 真澄
同係主査	青田 吉彦（書記）
企画課復興推進係長	藤原 央行
都市計画課復興用地担当係長	堀川 敏一
小高区市民福祉課課長補佐	藤田 宏幸
同課生活環境係副主査	佐藤 琢哉

【説明者】

東京大学大学院特任教授	窪田 亜矢
同大学院博士課程	益邑 明伸

1. 開 会

○事務局

本日の欠席委員は、玉川副会長、西山委員、小林委員、杉委員の4名です。

遅参委員は、3名です。

協議書10(2)により、本日8名の出席ということで、過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、会長からご挨拶をお願い致します。

2. 会長挨拶

(山澤会長あいさつ)

○事務局

次に、議事に移ります。協議書10(1)により、会議の進行は、会長が行うこととなります。山澤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 会議録署名人の指名

○会長

それでは、『会議録署名人の選出』を議題といたします。

会議録署名人として、只野 和章 委員、半杭 一成 委員の2名にお願い致します。

(2) 報告事項

① 防災集団移転元地等の現状及び活用検討状況について

○会長

次に、報告事項①『防災集団移転元地等の現状及び活用検討状況について』を議題といたします。

担当課の説明をお願いします。

(担当課：企画課及び都市計画課 資料により説明)

○会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

○林委員

買収済みの用地が内陸地まで点在しているが、何か意味があるのか。

○都市計画課復興用地担当係長

こちらについては、被災した宅地をベースに、移転促進地域を定めていますので、家屋が連担していないところは、宅地部分のみで点在しています。

○林委員

災害危険区域の設定は個人の要望によるのか。

○都市計画課復興用地担当係長

津波の被害があった場所を災害危険区域として設定していったものです。

○林委員

災害危険区域というのは、ある一定距離で線引きして、距離などいろいろな話があったが、それから見るとかなり内側に入っている。確かに津波はきているけれども、津波での被害と、地震の被害が区分けされていないように見える。

○都市計画課復興用地担当係長

色が薄くて分かりづらいと思いますが、災害区域を紫色でラインを引いています。災害危険区域の境の部分には、災害危険区域に指定するかしないか、ギリギリのラインでしたので、移転促進区域としてまず買取りをして、買取りが完了した後に、改めて災害危険区域に指定する。災害危険区域より西側に出ている土地があるとしても、移転促進区域として、防災集団移転事業で市が買い取ることによって、新たに災害危険区域にするという形にしております。

○林委員

海寄りの人でも自分の土地に再興する人もいる。それより山側なのに危険区域に設定するのは、おかしい話となる。結局、宅地として買ったのだから、宅地で販売するとか考えるべきで、市で持っていては仕方がない。

○企画課復興推進係長

危険区域に設定されたところは、一般のご家庭として住むための家を建てるのが制約されて出来なくなっているため、宅地として譲渡するということが出来ない状況です。やはり津波で被災した場所なので、生活するのは危険という考えの基に区域設定をしております。そのため、住宅以外で、企業がなんらかの営業を行うための場所として提供できるのか検討をしなければいけないのが現状で、どう使うかについては決まっております。

○林委員

利用も販売もできない土地が多くなる可能性もある。

○都市計画課復興用地担当係長

国も速やかに出来るとは考えていませんが、市で財産として持ち続け、何も手を加えないで放置するのは、復興に資する使い方ではないので、その土地を地域でどう有効活用していくか、課題として考えているところです。

○林委員

わかりました。区長会としては、草が生えたところの草刈りをするようなことがなければ良い。

○会長

その他、ございませんか。

○石井委員

買収済みの青や黄色の部分を見ていると、白抜きのところが相当あるようだが、今後、この辺の買収は進むのか。空いたところが多くなる分、利用価値が無くなってくると思う。

○都市計画課復興用地担当係長

白抜きの部分につきましては、相続の手続きがまだ完了せず、土地の売買が出来ないという方もいらっしゃいます。また、被災していない方の農地が含まれていたりしますので、その場合は買取りの対象外です。あとは売却意向が無く、自分で土地を利活用するため、市には売りませんという方もいらっしゃいます。白地の所はそういう土地になっています。

○会長

ほかに、質問ございませんか。

(『なし』の声あり。)

○会長

それでは、報告事項①については了とします。

(3) その他

① 小高区地域協議会委員視察研修について

○会長

次に、その他①『小高区地域協議会委員視察研修について』を議題といた

します。

事務局から説明をお願いします。

(担当課：小高区地域振興課 資料により説明)

○会長

日帰りです本宮市ということですが、研修は午後からとなりますか。

○小高区地域振興課振興係主査

はい。

○会長

委員研修について、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから、意見または質問があれば、お願いいたします。

午後から行って視察するという内容でよろしいですか。行く先での閉館時間は差し支えないですか。

○小高区地域振興課振興係主査

会館時間は午後6時までですので、会議の終了後、すぐ出発すれば問題ないと考えています。

○会長

委員の皆さんからは何かございますか。

○水谷委員

13、14日で6名の参加しかいなかった。それは13日の都合が悪いから6名なのか、両日都合が悪くて6名なのか。

○小高区地域振興課振興係主査

一番の理由として、商工会女性部の視察研修が15日の火曜日、日帰りで新潟方面に行かれるので、その前に、一泊二日の研修があると、研修が続くため厳しいということで、お話がありました。

○会長

13日はダメで、別な日をとることは難しいですか。

○小高区地域振興課振興係主査

その場合、研修については1月以降、別にご案内したいと思いますが、1、2月は雪が降るシーズンで、市の公用バスが雪に耐えられないものですから、前回同様、車2台に分乗する形になります。

また、その場合は、平日以外はできなくなり、事務局では、1月か2月の

平日に設定するしかないと考えております。

○会長

どのくらい参加出来るかわかりませんが、朝少し早く会議をやって、行ってくるという形でよろしいですか。

(『はい』の声あり。)

○小高区役所所長

避難をしているので、なかなか難しい人もいると思う。日帰りを基本として、日を改めるということではよろしいですか。

○会長

所長の提案でいかかですか。

(『はい』の声あり。)

では、そういう方向でお願いします。

○小高区役所所長

それではもう一度提案します。

○会長

それでは、この件についてはこれで閉じたいと思います。

② 小高復興デザインセンターの活動状況について

○会長

次に、②『小高復興デザインセンターの活動状況について』を議題といたします。

担当からの説明をお願いします。

(担当：東京大学 窪田特任教授、博士課程 益邑
資料により説明)

○会長

只今、ご説明頂きました。

私から一点。この地域には神楽、獅子舞があります。そういうことを掘り起こすというの、地域の活性化に繋がるのかなと思っている。もし参考になればと思います。

○窪田教授

ありがとうございます。

行政区が、村社を中心として、お相撲なども含めていろいろな楽しみ事があって、例えこの5年間戻れなかった間も、その繋がりはあったと、いくつかお伺いして、そういうところは本当に重要なことだと思う。

○会長

私たちのところは、元旦だけはそういう形でやっています。

その他、無いようですので、この件については閉じますが、デザインセンターの方からもいろいろ相談があると思いますので、皆さん方にもご協力よろしくお願い致します。

③ 小高区への帰還状況等について

○会長

次に、③『小高区への帰還状況等について』を議題といたします。

担当課からの説明をお願いします。

(担当課：小高区市民福祉課生活環境係及び

小高区地域振興課 資料により説明)

○会長

委員のみなさんから、意見または質問があればお願いいたします。

○水谷委員

住宅移住者に関する地域コミュニティ等々について、結局、貸主にどういう手法で周知するのか。

○小高区市民福祉課生活環境係副主査

情報の収集に関しましては、あくまでも依頼という形になってしまいますので、周知方法としては、例えば貸主が把握しているのであれば、貸主を通じて借主に届け出を出してもらうように要望します。あとは、不動産屋さんなどにも相談しまして、どのような方が貸し借りしているのかを把握して、こちらから、借主の方に届け出を出して下さいという依頼します。

○水谷委員

広報誌と一緒に、情報提供をお願いすることはできないのか。

○小高区市民福祉課生活環境係副主査

広報を通じても検討しています。早ければ11月15日の広報お知らせ版と一緒に送ろうかと考えております。

○水谷委員

ごみの収集が再開しているが、各家々の番号を書くこととされているが、番号は忘れていないから書けないと思う。市役所にいかないと番号が分からないようなやり方なので、その辺をどうするのか考えて欲しい。

○会長

ごみの中身を見ると、一般家庭のごみではない、業者で出るような物も入っている。鍵はかけていないから、そういうことがよくある。

収集業者がごみ集積場を巡回しているのだから、どこにどういう物があるか、収集業者でチェック出来ないのか。

○小高区市民福祉課課長補佐

業者には報告頂いています。回収出来ないごみにはステッカーを貼ってもらっていて、最終的には、市の担当で回収しています。

○林委員

住民の避難先を把握することは可能なのかと疑問に思う。是非とも、避難先の把握をして欲しい。

○会長

特に町場は把握が難しい。村落部はだいたい分かるだろうけれど。

○石川委員

会社関係でも借りている場合、住む人が日替わりで変わるということもあり、そういったことも把握出来るのか。

○小高区市民福祉課課長補佐

今回の事業では、そこまでは把握できません。

○会長

これから寒くなると、放火などの犯罪も増えてくる。今度、西部地区に駐在所という形で、警察官が移住して、西部地区の山のほうを中心に回ってもらうように段取りをしている。

○小牛田委員

基本的には警察などが住民調査のような形で、時々個人宅へ行ってもらう、入居者をある程度把握してもらう方法を考えるしかないと思う。警察が行けばまた違うけど、行政が行っても恐らく個人情報ということで難しいだろう。警察は住民の調査が業務の中に入っているなので、なるべく警察に協力してもらって、把握するしかないかなと思う。

○小高区役所所長

今の件ですが、誰が住んでいるのか分かるようにするのが、この制度です。個人情報ですから法律的な限界があって、拒否されればそれが限界ですが、作業員の方も悪い人ばかりではないので、ある程度情報提供してもらえないのではないかと考えている。提供された情報は区長さんに渡して、地域の人たちにも分かるような状態にするというのがこの制度です。完璧に情報収集ができるものではないが、ある程度把握はできると思います。帰還される人、された人の安心安全に繋げていきたい。11月から公布されますが、4月まで遡って提供してもらおうということでございます。

○会長

その他、何かございませんか。なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

4. 閉 会 (午後2時50分)

平成28年度第5回小高区地域協議会会議録

会議録署名人 只野 和章

会議録署名人 半杭 一成